

# 定期監査結果報告書

平成26監査年度 第1回

(平成26年10月～平成27年3月執行分)

## 監査対象機関

○ 知事部局所管の現地機関	36機関
・ 暮らし環境本部 現地機関	6機関
・ 健康福祉本部 現地機関	14機関
・ 農林水産商工本部 現地機関	6機関
・ 県土づくり本部 現地機関	8機関
・ 経営支援本部 現地機関	2機関
○ 教育委員会所管の教育機関等	51機関
○ 公安委員会所管の警察署	10機関
合 計	97機関

佐 賀 県 監 査 委 員

# 目 次

第1 監査の概要	1
1 監査実施期間	1
2 監査対象機関	1
3 監査の着眼点	1
第2 監査の結果	3
1 監査の結果の概要	3
2 重要な指摘事項	3
3 その他指摘事項・検討を要する事項	4
4 監査対象機関ごとの監査結果	6
知事部局所管の現地機関	6
・くらし環境本部 現地機関	6
・健康福祉本部 現地機関	8
・農林水産商工本部 現地機関	12
・県土づくり本部 現地機関	14
・経営支援本部 現地機関	17
教育委員会所管の教育機関等	18
公安委員会所管の警察署	29
用語の解説	32

監 査 第 1 5 2 号  
平成 2 7 年 6 月 9 日

佐賀県議会議長	中 倉 政 義	様
佐賀県知事	山 口 祥 義	様
佐賀県教育委員会教育長	古 谷 宏	様
佐賀県公安委員会委員長	吉 富 啓 子	様

佐賀県監査委員	池 田 巧
同	田 中 俊 雄
同	三 竿 博 史
同	木 原 奉 文

定期監査（平成26監査年度 第1回）の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。



# 第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

## 1 監査実施期間

平成26年10月～平成27年3月執行分

## 2 監査対象機関

知事部局所管の現地機関	36機関
・ 暮らし環境本部 現地機関	6機関
・ 健康福祉本部 現地機関	14機関
・ 農林水産商工本部 現地機関	6機関
・ 県土づくり本部 現地機関	8機関
・ 経営支援本部 現地機関	2機関
教育委員会所管の教育機関等	51機関
公安委員会所管の警察署	10機関

## 3 監査の着眼点

平成26年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
  - ① 目的に即応し、かつ計画的に運営管理されているか
  - ② 予算の執行時期及び財源確保は適正か
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
  - ① 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
  - ② 契約書の内容は適正か
  - ③ 工事の執行管理は適正か
  - ④ 補助金等の申請時の審査、実績報告時の確認は適正か
  - ⑤ 歳入歳出外現金（保証金等）の管理は適正か
- (4) 財産の管理・運用及び取得・処分は適切に行われているか
  - ① 財産等の管理、処分の手続き等は適正か

② 債権及び基金の管理、運用は適正か

用語の解説については、32 ページから 40 ページを参照

## 第2 監査の結果

### 1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項及び検討事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、監査の折りに現地で指導した。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

(単位：件)

区分	予算	給与・ 旅費	収入	支出	契約	工事の 執行	補助金	財産	その他	計
重要な 指摘事項			1							1
その他 指摘事項	2	1	23	6	20	18		37	2	109
検討を要 する事項			1	1		1		1	1	5
合計	2	1	25	7	20	19	0	38	3	115

### 2 重要な指摘事項

#### 【健康福祉本部現地機関】

- 介護給付・訓練等給付費等の請求で、誤っているものがあった。

(九千部学園)

訓練等給付費の就労移行支援基本報酬及び関係加算の請求漏れや事務処理の単純な誤りなどにより、平成24年5月から平成26年7月までの介護給付・訓練等給付費等及び平成25年度の利用者負担の請求額に誤りがあり、本来請求すべき額より少ない額を請求していた。

	介護給付・訓練等給付費等 (9市4町分)	利用者負担 (15人分)
請求額(正)	65,570,390円	353,400円
(誤)	50,892,635円	222,835円
差 額	14,677,755円	130,565円

### 3 その他指摘事項・検討を要する事項

(1) 予算関係 (2件)

- ① 予算再配当額を超えて執行しているもの

(2) 給与、旅費関係 (1件)

- ① 出勤簿の整理が適正でなく、過払いとなった報酬の返納処理を誤っていたもの

(3) 収入関係 (24件)

- ① 調定で遅延しているもの  
② 領収証書の発行事務や未使用領収証書の管理で適正でないもの  
③ 収入未済があるもの  
④ 債権整理簿に記載していなかったことで、調定が漏れているもの  
⑤ 証紙収入の報告で金額を誤っているもの  
⑥ 現金出納簿への記載が漏れているもの  
⑦ 経理員でない職員が収納事務を行っているもの、また、収納した現金の保管が適正でないもの  
⑧ 一般寄附金の収入事務について検討を要するもの

(4) 支出関係 (7件)

- ① 支出の年度区分を誤っているもの  
② 検査完了後の支出が遅れているもの  
③ 資金前渡金の精算をしていないもの  
④ 債権者を誤って支出しているもの  
⑤ 記載事項が適正でない見積書を徴しているもの、また、支出負担行為何れを二重に作成しているもの  
⑥ 電気料の公費負担額について検討を要するもの

(5) 契約関係 (20件)

- ① 随意契約に該当しないもの  
② 見積書の記載事項で適正でないもの  
③ 入札保証金の金額が不足しているにもかかわらず、入札書を受理しているもの  
④ 見積り条件と異なる見積書を無効とせず、受理しているもの  
⑤ 契約保証期間が適正でないもの  
⑥ 契約書の内容で適正でないもの  
・ 契約書に記載すべき事項を記載していないもの  
・ 契約書に収入印紙が貼付されていないもの  
・ 契約書に貼付する収入印紙の税額を誤っているもの  
・ 遅延利息の率を誤っているもの  
・ 工期の記載を誤っているもの  
・ 契約者(所属長)の押印がないもの  
⑦ 請書を提出させていないもの  
⑧ 特記仕様書に定めるリサイクル計画書の提出を受けていないもの  
⑨ 委託条件に定める写真の提出を受けていないもの  
⑩ 特記仕様書の内容が不備なもの  
⑪ 業務委託で、一部下請負を承諾する旨の通知をしていないもの  
⑫ 契約書に定める監督員の決定及び通知をしていないもの

⑬ 委託業務の変更に係る業務打合簿を作成していないもの

(6) 工事の執行関係 (19件)

- ① 事前調査が不十分なもの
- ② 工事費の積算で誤っているもの
- ③ 施工不良な工事が行われているもの
- ④ 工事の変更に係る工事打合簿を作成していないもの、また、施工どおりの竣工図の提出を受けていないもの
- ⑤ 写真等の管理が適正でないもの
- ⑥ 特記仕様書に定める再生資材利用確認表の提出を受けていないもの
- ⑦ 建設発生土の処分に係る特記仕様書の変更を行っていないもの
- ⑧ 一部下請申請書の提出を受けていないもの
- ⑨ 出来形管理が適正でないもの、また、監督員への協議を行わず施工しているもの
- ⑩ 完了検査の結果通知をしていないもの
- ⑪ チェックボーリングで、基準どおりの支持層確認を行っていないもの
- ⑫ 鋼材等の腐食対策について検討を要するもの

(7) 補助金関係 (0件)

(8) 財産関係 (38件)

- ① 物品の返納や不用の決定手続をしないで処分しているもの
- ② 道路占用許可を行っていないもの
- ③ 使用許可された倉庫に、許可なくエアコンを設置し、管理費（電気料）を支払っていないもの
- ④ 財産台帳の記載漏れや記載誤り、履歴台帳の記載漏れがあるもの
- ⑤ 棄却した重要物品で、財務経営システムへ入力が漏れているもの
- ⑥ 需用品等出納・供用簿に記載していないもの
- ⑦ 行政財産使用許可を行っていないもの
- ⑧ 遡及して行政財産使用許可を行っているもの
- ⑨ 行政財産の一時使用許可を行っていないもの
- ⑩ 備品札を貼付していないもの
- ⑪ 備品で亡失しているもの
- ⑫ 公用車に損害を与えているもの
- ⑬ 物品に損害を与えているもの
- ⑭ 警察施設に損傷を与えているもの
- ⑮ 土地で未登記になっているもの
- ⑯ 使用していない重要物品の活用等について検討を要するもの

(9) その他 (3件)

- ① ICT利活用教育研修について検討を要するもの
- ② 現金出納簿の委任出納員事務引継が行われていないもの、また、記載金額を誤っているもの

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

#### 4 監査対象機関ごとの監査結果

##### 知事部局所管の現地機関

##### ・くらし環境本部 現地機関

監査対象機関名	<b>環境センター</b>
監査執行年月日	平成27年 1月15日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>図書館</b>
監査執行年月日	平成27年 1月14日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 契約書で、収入印紙が貼付されていないものがあった。 ② 備品で、亡失しているものがあった。

監査対象機関名	<b>博物館・美術館</b>
監査執行年月日	平成27年 1月14日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 契約書に貼付する収入印紙で税額を誤っているものがあった。 ② 一般寄附金の収入事務について、検討を要するものがあった。 <b>(検討を指示した所属：出納局会計課)</b>

監査対象機関名	<b>九州陶磁文化館</b>
監査執行年月日	平成27年 1月20日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 行政財産使用料の調定で、遅延しているものがあった。

監査対象機関名	<b>名護屋城博物館</b>
監査執行年月日	平成27年 1月20日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>佐賀城本丸歴史館</b>
監査執行年月日	平成27年 1月14日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 領収証書原符に現金領収日付印を押印していないもの、また、未使用の領収証書の管理や領収証書発行番号整理簿の記入等で適正でないものがあった。</p> <p>② 建設工事請負契約約款で、記載すべき事項を記載していないものがあった。</p> <p>③ 現金出納簿の委任出納員事務引継を行っていないもの、また、記載金額を誤っているものがあった。</p>

・健康福祉本部 現地機関

監査対象機関名	<b>佐賀中部保健福祉事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 2月10日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)</p> <p>② 物品で、需用品等出納・供用簿に記載していないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>鳥栖保健福祉事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 2月 3日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)</p> <p>② 債権整理簿に記入すべき債権を記載していなかったことで、調定が漏れているものがあった。</p> <p>③ 証紙収入の報告で、誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>唐津保健福祉事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 2月 4日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)</p> <p>② 債務不履行により生じる損害金支払いに係る保証書について、契約保証期間が適正でないものがあった。</p> <p>③ 公用車に損害を与えているものがあった。(2件)</p>

監査対象機関名	<b>伊万里保健福祉事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 2月10日
監査執行者	監査委員 池田 巧 石丸 博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)</p> <p>② 証紙収入の報告で、誤っているものがあった。</p> <p>③ 公用車に損害を与えているものがあった。(2件)</p>

監査対象機関名	<b>杵藤保健福祉事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 2月18日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)</p> <p>② 見積書の記載で、適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>総合福祉センター</b>
監査執行年月日	平成27年 2月25日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(児童福祉費負担金)</p> <p>② 公用車に損害を与えているものがあった。 (2件、うち1件は交通事故)</p>

監査対象機関名	<b>衛生薬業センター</b>
監査執行年月日	平成27年 2月10日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>療育支援センター</b>
監査執行年月日	平成27年 1月22日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支払遅延に対する遅延利息の率を誤っているものがあった。</p> <p>② 公用車に損害を与えているものがあった。(交通事故)</p>

監査対象機関名	<b>九千部学園</b>
監査執行年月日	平成27年 1月26日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 介護給付・訓練等給付費等の請求で、誤っているものがあった。</p> <p>② 収入未済があった。(社会福祉使用料)</p> <p>③ 契約書で、契約者(所属長)の押印がなく、収入印紙が貼付されていないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>佐賀コロニー</b>
監査執行年月日	平成27年 3月10日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(生産物売払収入)</p>

監査対象機関名	<b>虹の松原学園</b>
監査執行年月日	平成27年 2月 4日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 工事で、完了検査の結果通知をしていないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>総合看護学院</b>
監査執行年月日	平成27年 3月12日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>精神保健福祉センター</b>
監査執行年月日	平成27年 3月10日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>食肉衛生検査所</b>
監査執行年月日	平成27年 1月29日
監査執行者	監査委員 池田 巧 石丸 博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 工事の変更に係る工事打合簿を作成していないもの、また、施工どおりの竣工図の提出を受けていないものがあった。</p> <p><b>(改善を指示した所属：食肉衛生検査所及び建築住宅課)</b></p> <p>② 重要物品の処分又は活用について、検討を要するものがあった。</p>

・農林水産商工本部 現地機関

監査対象機関名	<b>関西・中京営業本部</b>
監査執行年月日	平成27年 1月29日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 現金出納簿の委任出納員事務引継を行なっていなかった。</p>

監査対象機関名	<b>佐賀中部農林事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 3月17日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 公用車に損害を与えているものがあつた。(2件 交通事故)</p>

監査対象機関名	<b>東部農林事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 2月25日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 委託料で、予算再配当額を超えて執行しているものがあつた。 <b>(改善を指示した所属：東部農林事務所及び森林整備課)</b></p> <p>② 工事の施工で、銘板が剥離しているものがあつた。</p> <p>③ 工事の施工で、鉄筋のコンクリート被り厚が不足しているもの、また、コンクリート被り厚を計測していないものがあつた。</p> <p>④ 工事の施工で、コンクリートブロック積（練積）に切欠きが生じ、下部の法面が一部崩落しているものがあつた。</p> <p>⑤ 工事に係る写真管理等で、不十分なものがあつた。</p> <p>⑥ 公用車に損害を与えているものがあつた。 (2件、うち1件は交通事故)</p>

監査対象機関名	<b>唐津農林事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 3月 4日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 工事の施工で、練積ブロックの小口処理が不適切なため空洞が生じているものがあつた。</p>

	<p>② 公用車に損害を与えているものがあつた。(交通事故)</p> <p>③ 工事の施工で、鋼材等の腐食対策について検討を要するものがあつた。</p> <p style="text-align: right;"><b>(検討を指示した所属：建設・技術課)</b></p>
--	--

監査対象機関名	<b>伊万里農林事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 3月 4日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 工事請負費で、予算再配当額を超えて執行しているものがあつた。 <b>(改善を指示した所属：伊万里農林事務所、農山漁村課及び森林整備課)</b></p> <p>② 特記仕様書に定める再生資材利用確認表の提出を受けていないものがあつた。</p> <p>③ 特記仕様書を変更しなかったことで、発生土処分終了報告書等の提出を受けず、建設発生土チェックリストの作成をしていないものがあつた。</p> <p>④ 物品で、需用品等出納・供用簿に記載していないものがあつた。</p> <p>⑤ 備品で、亡失しているものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>杵藤農林事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 2月26日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 工事に係る写真管理で適正でないものがあつた。</p>

・ 県土づくり本部 現地機関

監査対象機関名	<b>佐賀土木事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 3月18日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 道路橋りょう使用料の調定で、遅延しているものがあつた。</p> <p>② 一連の領収証書に番号や委任出納員の記名押印がなく、また、未使用の領収証書の管理についても適正でないものがあつた。</p> <p>③ 経理員の任命を受けていない職員が河川占用料の収納事務を行い、また、収納した現金の保管が適正でないものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>東部土木事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 3月16日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 道路橋りょう使用料の調定で、遅延しているものがあつた。</p> <p>② 公用車に損害を与えているものがあつた。(2件)</p> <p>③ 土地で未登記になっているものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>唐津土木事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 3月 3日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があつた。(土地貸付収入ほか)</p> <p>② 契約書で、工期の記載を誤っているものがあつた。</p> <p>③ 工事の事前調査で、不十分なものがあつた。</p> <p>④ 工事の施工で、目地材と残存型枠の間に約 1cm の隙間が生じているものがあつた。</p> <p>⑤ 公用車に損害を与えているものがあつた。 (2件、うち1件は交通事故)</p>

監査対象機関名	<b>伊万里土木事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 3月 3日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(弁償金ほか)</p> <p>② 特記仕様書に定めるリサイクル計画書の提出を受けていないものがあった。</p> <p>③ 特記仕様書の内容に不備があったことで、リサイクル計画書の提出を受けていないものがあった。</p> <p>④ 工事費の積算で、誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>杵藤土木事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 2月25日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 工事費の積算で、誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>ダム管理事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 2月18日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 検査完了後の支出が遅延しているものがあった。</p> <p>② 業務委託で、一部下請負を承諾する旨の通知をしていないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>佐賀空港事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 2月25日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 資金前渡金の精算が行われていないものがあった。</p> <p>② 消費税及び地方消費税を含まない金額が記載された見積書を徴しているもの、また、支出負担行為を二重に作成しているものがあった。</p> <p>③ 委託契約で、一般競争入札で行うべきところを随意契約により行っているものがあった。</p>

	④ 財産台帳で、記載が漏れているものがあった。
--	-------------------------

監査対象機関名	<b>有明海沿岸道路整備事務所</b>
監査執行年月日	平成27年 2月 5日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 工事のチェックボーリングで、基準どおりの支持層確認を行っていないものがあった。</p> <p>② 道路占用許可を行っていないものがあった。</p>

・ 経営支援本部 現地機関

監査対象機関名	<b>首都圏営業本部</b>
監査執行年月日	平成27年 2月 5日
監査執行者	監査委員 池田 巧 石丸 博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 非常勤嘱託員の出勤簿の整理が適正でなく、欠勤により過払いとなった報酬の返納処理を誤っているものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>自治修習所</b>
監査執行年月日	平成27年 3月19日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・教育委員会所管の教育機関等

監査対象機関名	<b>東部教育事務所</b>
監査執行年月日	平成26年12月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>西部教育事務所</b>
監査執行年月日	平成26年12月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>教育センター</b>
監査執行年月日	平成27年 1月13日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 工事で、一部下請申請書の提出を受けていないものがあった。 ② 棄却した重要物品で、財務経営システムへ入力していないものがあった。

監査対象機関名	<b>致遠館中学校</b>
監査執行年月日	平成26年10月 1日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 物品に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	<b>唐津東中学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月27日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>香楠中学校</b>
監査執行年月日	平成26年10月 2日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 物品に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	<b>武雄青陵中学校</b>
監査執行年月日	平成26年10月 9日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>佐賀東高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年10月 1日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① ICT利活用教育研修について、検討を要するものがあった。 <b>(検討を指示した所属：教育情報課及び教職員課)</b>

監査対象機関名	<b>佐賀西高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月19日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>佐賀北高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年10月 3日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 建物及び工作物について、財産台帳及び履歴台帳への記載が漏れているもの、また、土地について、財産台帳への所在地の記載が不足しているものがあった。

監査対象機関名	<b>致遠館高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年10月 1日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>唐津東高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月27日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 教育財産使用料に係る調定で、遅延しているものがあつた。

監査対象機関名	<b>唐津西高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月26日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>巖木高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月27日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>鳥栖高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年10月 2日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>伊万里高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月21日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 公用車に損害を与えているものがあつた。(交通事故)

監査対象機関名	<b>武雄高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年10月 9日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>鹿島高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年10月 6日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 契約書に定める監督員の決定及び通知をしていないものがあつた。 ② 委託業務の変更に係る業務打合簿を作成していないものがあつた。

監査対象機関名	<b>小城高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月26日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>神埼高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月 2日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>三養基高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年10月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 工事の変更に係る工事打合簿を作成していないものがあつた。 ② 公用車に損害を与えているものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>白石高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年10月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 委託条件に定める汚泥抜取処分時の写真を提出させていないものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>太良高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月28日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 公用車に損害を与えているものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>高志館高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月28日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>唐津南高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月 4日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>伊万里農林高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>佐賀農業高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月 1日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>佐賀工業高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月28日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>唐津工業高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>鳥栖工業高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月 3日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>塩田工業高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月19日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 継続費に係る工事請負契約書で、契約書に記載すべき事項を記載していないものがあつた。</p> <p>② 工事で、出来形管理が適正でないもの、また、監督員への協議を行わず施工しているものがあつた。</p> <p>③ 財産台帳及び財産台帳（建物・工作物）の履歴台帳で、記載漏れや金額が誤っているものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>有田工業高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月18日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>佐賀商業高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月 9日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 備品で、不用の決定及び処分の決定をしないまま、棄却処分をしているものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>唐津商業高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>鳥栖商業高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月 3日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>伊万里商業高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>杵島商業高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月16日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 見積書の記載で、適正でないものがあった。

監査対象機関名	<b>鹿島実業高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月 2日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 備品で、返納手続き及び不用の決定をしないまま、棄却処分をしているものがあった。

監査対象機関名	<b>牛津高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年10月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 物品で、需用品等出納・供用簿に記載していないものがあった

監査対象機関名	<b>多久高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月26日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 使用許可（土地）を受けて設置された倉庫に、学校の許可なくエアコンを設置し、管理費（電気料）を支払っていないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>嬉野高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月11日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 役務費の支払いで、支出の年度区分を誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>神埼清明高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月4日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 不用物品の売払収入等を現金で受領した場合で、財務規則に基づく領収証書を交付すべきところ、市販の領収書を交付しているものがあった。</p> <p>② 行政財産で、一時使用許可を行っていないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>唐津青翔高等学校</b>
監査執行年月日	平成26年10月15日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 現金出納簿で、記載漏れがあった。</p> <p>② 入札保証金に関し、公告の記載を誤り、そのまま入札を執行した結果、金額が不足していたにもかかわらず入札書を受領しているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>盲学校</b>
監査執行年月日	平成26年11月26日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>ろう学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月17日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 50万円を超える随意契約で、請書を提出させていないものがあった ② 行政財産で、使用許可を行っていないものがあった。

監査対象機関名	<b>金立特別支援学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月 2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 公用車に損害を与えているものがあった。 (2件、うち1件は交通事故)

監査対象機関名	<b>大和特別支援学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月 9日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 物品に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	<b>唐津特別支援学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月 3日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 公用車に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	<b>伊万里特別支援学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月18日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>うれしの特別支援学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月5日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>中原特別支援学校</b>
監査執行年月日	平成26年12月4日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・公安委員会所管の警察署

監査対象機関名	<b>佐賀警察署</b>
監査執行年月日	平成26年12月 9日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>諸富警察署</b>
監査執行年月日	平成26年11月26日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 備品で、備品札を貼付していないものがあつた。</p> <p>② 駐在所事務室電気料の公費負担額について、検討を要するものがあつた。</p> <p style="text-align: right;"><b>（検討を指示した所属：警察本部会計課）</b></p>

監査対象機関名	<b>神埼警察署</b>
監査執行年月日	平成26年12月 4日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>鳥栖警察署</b>
監査執行年月日	平成26年11月 7日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>小城警察署</b>
監査執行年月日	平成26年12月17日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出事務で、債権者を誤っているものがあつた。</p>

	<p>② 行政財産の使用許可で、許可日以前の無許可使用期間分も遡及して許可しているもの、また、収入科目を誤っているものがあつた。</p> <p>③ 警察施設（車庫シャッター）に損害を与えているものがあつた。</p>
--	---

監査対象機関名	<b>唐津警察署</b>
監査執行年月日	平成26年11月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>伊万里警察署</b>
監査執行年月日	平成27年 1月13日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 行政財産で、使用許可を行っていないものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>武雄警察署</b> （書面による監査）
監査執行年月日	平成26年11月21日
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 証紙収入の報告で、誤っているものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>白石警察署</b>
監査執行年月日	平成26年12月11日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>鹿島警察署</b>
監査執行年月日	平成26年11月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>① 支出事務で、債権者を誤っているものがあつた。</li><li>② 契約書に定める監督員の決定及び通知をしていないものがあつた</li></ul> |
|--|--|

## 用語の解説

用 語	説 明
定 期 監 査	<p><b>地方自治法</b>            第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少くとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
監査結果の報告	<p><b>地方自治法</b>            第 199 条            9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。</p>
調 定	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p><b>地方自治法</b>            第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b>            第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定（受入）決議書により徴収の決定（以下「調定」という。）を行わ</p>

	<p>なければならない。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる収入金以外の収入金の調定（以下「一般調定」という。）</p> <p>(2) 令第154条第2項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第3項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定（以下「払込調定」という。）</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定（以下「公金振替調定」という。）</p>
<p>債 権 整 理 簿</p>	<p>債権整理簿とは、誤払金等に係る返納金の債権を除き、県のすべての債権について、当該債権が発生してから調定するまでの管理を行うための帳簿です。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第168条 収支等命令者は、その所掌に属する債権が発生し、及び県に帰属した場合は、債権整理簿に記入しなければならない。ただし、債権発生と同時に調定及び戻入の手続を行う債権については、この限りでない。</p>
<p>領 収 証 書</p>	<p>領収証書とは、納入義務者から諸収入金を収納したときに、収納の証明として納入義務者に対して交付する書類をいいます。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第47条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金（マルチペイメントネットワークによるものを除く。）を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>3 第1項の場合において、出納員（委任出納員である者を除く。以下この項において同じ。）又は経理員が収納したときは、直ちに、当該諸収入金を会計管理者又は委任出納員に引き継ぎ、第1項の規定により交付した領収証書の原符又は収納金額を確認することができる書面に現金領収日付印を受けなければならない。</p>
<p>支 出 負 担 行 為</p>	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第1段階の行為を行うもので、次のような決定行為等が含まれています。</p> <p>① 工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような</p>

	<p>債務を負担する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 補助金の交付の決定行為</li> <li>③ 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為</li> <li>④ 給与その他の給付の支出の決定行為</li> </ul> <p><b>地方自治法</b></p> <p>第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
<p>随 意 契 約</p>	<p>随意契約とは、入札やせりのような競争によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選定して締結する契約方法をいい、次の要件に該当する場合に限られています。</p> <p><b>地方自治法施行令</b></p> <p>第 167 条の 2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 売買、賃借、請負その他の契約で、その予定価格が規則で定める範囲を超えないものをするとき</li> <li>② その性質又は目的が競争入札に適しない契約を締結するとき</li> <li>③ 社会福祉施設等からの物品の買入等をするとき</li> <li>④ 認定業者開発の新製品の買入をするとき</li> <li>⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき</li> <li>⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき</li> <li>⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</li> <li>⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</li> <li>⑨ 落札者が契約を締結しないとき</li> </ul>
<p>最低制限価格</p>	<p>最低制限価格とは、競争入札により工事又は製造等の請負契約を行う際に、契約の内容に適合した履行を確保するために設けるものです。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第 107 条 収支等命令者は、一般競争入札及び指名競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範</p>

	<p>囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。</p>
<p>入札保証金</p>	<p>入札保証金とは、入札に参加しようとする者が見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の保証金のことをいいます。</p> <p><b>地方自治法施行令</b>  第167条の7 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b>  第103条 収支等命令者は、一般競争入札、指名競争入札及び競り売り（以下「競争」という。）を行うときは、競争に参加しようとする者に当該参加しようとする者が見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入させなければならない。（以下条文略）</p>
<p>契約保証金</p>	<p>契約保証金とは、普通地方公共団体が契約する際に、契約の相手方が、契約上の義務を履行しない場合の損失の発生に備え、契約締結前に契約の相手方から預かる保証金をいいます。契約履行後は契約の相手方に返還され、また、契約上の義務を履行しないときは、当該普通地方公共団体に帰属することになります。</p> <p><b>地方自治法</b>  第234条の2  2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b>  第115条 収支等命令者は、契約をするときは、契約の相手方に対し、当該契約に係る金額の100分の10以上に相</p>

	<p>当する額の契約保証金を納付させなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。</p> <p>2 収支等命令者は、前項の規定により契約保証金を納付させるときは、契約締結の際に納付し、契約履行後一定の期間内に返還する旨及び利息を付けない旨を契約しなければならない。</p>
<p>仕 様 書</p>	<p>仕様書とは、工事や業務委託等の契約を締結する際に添付する設計図書の一部で、契約書の内容を補完するものです。</p> <p>仕様書には、共通仕様書とそれを補足する特記仕様書があります。</p> <p>例えば、工事における共通仕様書には、作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したものうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成されています。</p> <p>また、特記仕様書では、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を求めています。</p>
<p>工 事 打 合 簿</p>	<p>工事打合簿とは、工事や設計委託業務等において、現場の状況等により受注者が契約内容どおりに業務を遂行できない場合に、発注者側と受注者側が事前に協議を行うことで、契約内容の変更を確認したことを証する書面です。</p> <p>この書面に基づき、後日、変更契約を締結することとなります。</p> <p><b>請負工事及び委託業務における設計変更の取扱要領</b>  [2]（変更に係る協議及び指示）</p> <p>請負工事及び委託業務において、金額の大きな増工、廃工、手戻り、重大な工法の変更や隣接しない工区を追加する場合などの設計変更が生じた都度、監督員は、所長と協議し、その結果により変更指示を行うことを原則とする。</p> <p>なお、本庁と協議を要するものについては、変更協議の承認を受けて変更指示を行うこと。</p> <p>1 金額の大きな変更が生じた都度、所長は変更内容を把握すること。</p> <p>2 金額の大きな増工、廃工、手戻りなどは、所長、副所長、課長（最上位監督員が主任監督の場合）との協議結果を踏まえ、監督員が工事打合簿（指示）に決裁し、請負者及び受託者に変更指示を行う。</p> <p>3 監督員は、その変更内容が予算の範囲内で処置できるこ</p>

	<p>とを確認したうえ、工事打合簿（指示）に図面及び仕様書等を添付して請負者及び受託者に指示する。</p> <p>4 変更指示を行ったときは、請負者及び受託者より工事打合簿（承諾）を提出させる。</p>
財務経営システム	<p>財務経営システムとは、業務効率化と予算執行管理の強化を図ることを目的とした、予算編成から歳入執行、歳出執行、決算管理、決算統計までの統一的な管理及び、備品、公有財産、固定資産管理を行うシステムで、平成 24 年度予算から運用されています。</p>
財 産 台 帳	<p>財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。</p> <p><b>佐賀県公有財産規則</b></p> <p>第 34 条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1) 土地 別記様式第 23 号の 1 及び様式第 23 号の 2</p> <p>(2) 建物 別記様式第 23 号の 3 及び様式第 23 号の 4</p> <p>(3) 工作物 別記様式第 23 号の 5 及び様式第 23 号の 6</p> <p>(4) 立木 別記様式第 23 号の 7 及び様式第 23 号の 8</p> <p>(5) 船舶 別記様式第 23 号の 9 及び様式第 23 号の 10</p> <p>(6) 用益物権 別記様式第 23 号の 11 及び様式第 23 号の 12</p> <p>(7) 無体財産権 別記様式第 23 号の 13 及び様式第 23 号の 14</p> <p>(8) 有価証券その他 別記様式第 23 号の 15 及び様式第 23 号の 16</p>
工 作 物	<p>工作物とは、佐賀県公有財産規則で分類されている区分で、発電設備、冷暖房装置等が該当します。</p>
重 要 物 品	<p>重要物品とは、県が保有する物品のうち、備品の中で、特に管理を厳重に行うものをいいます。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第 143 条 物品は、その性質、形状等により次の各号に掲げるところにより区分し、その意義は、当該各号に定め</p>

	<p>るところによる。</p> <p>(1) 備品 性質及び形状を変えなく比較的長期間の使用又は保存に耐えられる物品</p> <p>(2) 消耗品 その性質が使用することによって消費され、又は長期間の使用に耐えられない物品(試験、研究、実習等の用に供される動物を含む。)</p> <p>(3) 生産品 県において生産又は製造した物品</p> <p>(4) 不用品 不用の決定をした物品</p> <p>第 144 条 前条第 1 項第 1 号に規定する備品のうち次に掲げる物品は、重要物品とする。</p> <p>(1) 道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に掲げる自動車のうち、普通自動車、小型自動車(三輪自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)及び大型特殊自動車</p> <p>(2) 20 トン未満の機動船舶</p> <p>(3) 美術工芸品類</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、1 品の取得価格又は取得評価額が 100 万円以上の物品</p>
<p>需用品等出納・供用簿</p>	<p>需用品等出納・供用簿とは、消耗品のうち、受入後直ちに交付する軽易な物品等以外のものについて、受入、保管や払出について記録する帳簿です。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第 146 条</p> <p>4 委任出納員又は物品出納員は、第 1 項の規定による送付又は前項の規定による通知を受けたときは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる帳簿(次項において「出納簿」という。)に記入し、通知書等と照合のうえ、物品を受け入れなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる帳簿については、法令その他の規程により別に定める帳簿への記入をもって、それぞれ第 1 号又は第 2 号に掲げる帳簿への記入に代えることができる。</p> <p>(1) 備品 備品出納・管理簿</p> <p>(2) 消耗品 需用品等出納・供用簿</p> <p>(3) 生産品 生産品出納・処分簿</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、出納簿への記帳を省略することができる。</p> <p>(1) 官報、公報、新聞、雑誌その他これらに類する物品</p> <p>(2) 贈与又は扶助の目的で購入し、直ちに払い出す物品</p> <p>(3) 受入後直ちに交付する軽易な物品(郵便切手類、薬品類、肥飼料、燃料及び原材料品を除く。)</p> <p>第 149 条</p> <p>物品管理員は、供用(自己の管理に係る物品を自己の所属する本庁等の各課又はかいの職員に使用させるための交付をいう。以下同じ。)をするとき、次の各号に</p>

	<p>掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる帳簿（以下この条において「管理簿等」という。）に必要な事項を記入しなければならない。</p> <p>(1) 備品 備品出納・管理簿  (2) 生産品 生産品出納・処分簿  (3) 消耗品 需用品等出納・供用簿</p> <p>3 次に掲げる物品の供用を受けた職員は、管理簿等に準じて作成した補助簿に、当該物品の使用状況を記入しなければならない。</p> <p>(1) 一定期間の使用量を見込んで多量に供用をされた物品  (2) 前号に掲げるもののほか、物品管理員から特に指定された物品</p>
<p>委任出納員</p>	<p>委任出納員とは、会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいいます。（主に総務課長）</p> <p><b>佐賀県財務規則</b>  第2条第10号 委任出納員  会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいう。</p>
<p>経理員</p>	<p>経理員とは、会計管理者又は出納員の命を受けて、現金や物品の出納など会計管理者又は出納員の事務を補助執行する職員をいいます。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b>  第9条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員及び経理員を置く。</p> <p>第14条 本庁等の各課及びかいにおいては、特に任命する者のほか、次に掲げる者は、経理員に任命されたものとする。この場合において、知事の補助機関である職員以外の職員で、経理員に任命された者は、知事の補助機関である職員に併任されたものとする。</p> <p>(1) 庶務に従事する職員  (2) 出納局の職員  (3) 生産品の販売を担当する職員</p>
<p>かい</p>	<p>現地機関のうち、出納その他の会計事務をつかさどることができる機関として指定されたものをいいます。</p>

	<p><b>佐賀県財務規則</b> 第2条第7号 かい 本庁等以外に設けられた行政機関、公の施設等(以下「現地機関等」という。)のうち、知事が公示して指定するものをいう。</p>
--	---

(注) 関係条文を一部抜粋